仕様書

件名

タブレット端末１台外２点購入

１．目的

本仕様書は、本件売買契約における納入物件の仕様、その他の供給者が履行すべき契約内容を定めるものである。

２．納入場所

福岡県福岡市中央区大手門２－５－３３　九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所

３．納入期間

契約締結日から令和８年１２月２２日まで。

契約締結後、納入日時を当局担当者と協議の上決定するものとする。

４．納入物件

（１）納入物件の品名、規格及び数量等は別紙のとおりとする。

（２）この仕様書に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。ただし、例示品目と同等品以上のものを納入しようとする場合は、参考見積書の提出時にカタログ等を提出し、当局担当者の承諾を得ること。

（３）新品を納入するものとし、取扱説明書･保証書等がある場合は、取扱説明書･保証書等を添付すること。なお、「新品」とは、品質及び性能が製造所から出荷された状態であるものを指し、製造者による使用期限等の定めがある場合を除き、製造後一定期間以内であることを条件とするものではない。

（４）納入物件のうち、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。)に定める特定調達品目については、グリーン購入法第 6 条に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定める判断の基準を満たすこと。また、 それ以外の品目についてもできる限り環境に配慮した物品であること。

（５） 納入にあたり、納品書を提出すること。

５．物件等の仕様

タブレット

① 仕様

イ　CPU　MTK Helio G99 (MT8781)相当以上

ロ　メモリ　8GB 以上

ハ　ストレージ 256GB 以上

二　OS　Android 15 以上

② 機能

イ　方式…タッチパネル対応カラー液晶とする

ロ　サイズ…14.25 インチワイド以上

ハ　解像度…2,400×1,600 ドット以上

③ 通信機能：無線 LAN は国際規格（IEEE802.11a/b/g/n/ac 等）による通信が可能なこと

④ 環境条件

イ　バッテリー：10,000mAh 以上であること。

ロ　総重量：760g 以下

⑤ ソフトウェア機能

イ　日本語が取り扱えること

ロ　JISX208 規程の漢字（第一水準、第二水準）及び非漢字を扱えること

⑥ 付属品

イ　タブレットに合う保護フィルム

ロ　ワクチンアプリ（１台用、買い切りタイプ）

６．本物件の搬入、稼働調整及び確認

稼働調整及び確認

① 本装置の稼働調整及び確認は、供給者の責任と負担で行うこと。

② 本装置の稼働調整及び確認の作業を行うに当たり必要となる調整作業及び物件等の用意は、供給者の責任と負担で行うこと。

７．完納検査

本仕様書に基づいた製品の納入後、全物件の動作確認をもって検査とする。

８．保証等

（１）保証

供給者は、完納の日から、次の事項について、供給者の負担で責任をもって行うものとする。

① 保証期間　１年以上
タブレット（付属品含む）

② 各物件に関する製品保証
物件等の障害に対する修理、調整、部品交換等
なお、修理等が速やかに完了しないと見込まれる場合（持ち帰る場合）は、同等以上の機能を有する代替物の無償貸与等（電源・バッテリー等消耗品を含む）の措置を講ずること。

（２）その他

保証等に関する本仕様は、供給者の担保責任その他の契約法上の責任を排除するものではなく、当局担当者は債権者としての権利を確保するものとする。

９．支払条件

検査を終了した後、適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内に、支払請求書記載の銀行口座へ振込みによる方法により支払う。

10．その他

（１）供給者は、善良な管理者の注意をもって納入物件を納入しなければならない。納入にあたっては、関係法令に従い、火災、その他事故防止に留意するものとする。庁舎等の内装及び設備等に 損傷･汚損等を与えないよう十分注意するとともに、必要箇所の養生を行うこととし、庁舎等に 損傷･汚損等を与えた場合は、供給者の負担により原形に復旧するものとする。

（２）納入物件の調整等の詳細については、当局担当者の指示に従うものとする。

（３）納入時に使用した梱包材等はすべて供給者が持ち帰ることとし、供給者の責任において廃棄物処理法等の関係法令に基づき適法、適切に処分するものとする。

（４）本仕様書に記載なき事項について、疑義が生じた場合は、当局担当者と供給者で協議を行うものとする。

（５）本調達により知り得た九州地方整備局に関する情報については、外部に漏らしてはならない。

11．暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

（１）当契約において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行 うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

（２）（１）により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により当局担当者に報告すること。

（３）（１）及び（２）の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。

（４）当契約において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより納期に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、当局担当者と協議を行うこと。